
監 査 委 員

16年監査公表第4号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成16年 5月18日

京都府監査委員	林	田	洋
	同	明	田 功
	同	廣	瀬 伸 彦
	同	道	林 邦 彦

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から平成16年3月16日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 京都府（以下「府」という。）は、京都弁護士会が自ら使用する京都弁護士会新会館（以下「新館」という。）を建設するに際し、6,000万円の補助金を支払った。

イ 新館の建物の中核は会員専用スペースであり、ホールやコーナー、ロビー等を公的空間などと欺瞞的な名称を冠して、それを計算根拠に面積割りから工事価格の20.3%の府の補助金を支出しており、その額は、旧京都弁護士会館（以下「旧館」という。）建設時に府が支出した補助金の12倍に相当する異常な金額である。

ウ（弁護士会の補助金申請は）弁護士報酬等規程外の法定外請求であり、独占と特権をカサにきた暴利行為と見なそう。

また、無料法律相談など支払い済みの委託料以外を求めた二重請求に当たる。

(2) 請求人の措置請求

府が支出した新館整備に係る京都弁護士会に対する補助金（以下「府新館補助金」という。）について、府民労働部長及び府民労働総務課長が、違法若しくは不当な支払を受けた京都弁護士会に対し、補助金の返還請求を行うなど適切な措置を講ずることを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成16年4月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

また、自治法第242条第7項の規定により関係執行機関職員の立会いを認めた。

2 当日は請求人が出席し、新たな証拠を提出の上、請求の要旨を補完する以下の陳述を行った。

(1) 弁護士会館というのは、どこにでもあるわけではなく、京都弁護士会の長老が「裁判所の敷地に建っているというのは、京都がさきがけとなった。」と自慢しているように裁判所の敷地内に建設されることはあまりない。

京都地方裁判所の敷地内にある京都弁護士会館の位置付けは、旧大蔵省通達による弁護士控え室にすぎない。その控え室が肥大化して弁護士会館となった。

なお、現在京都地方裁判所の庁舎内には、既に弁護士の控え室に相当する「待合室」がある。

(2) 新館は、京都弁護士会専用の施設である。

府は、府民が客として出入りする場所などを建築確認申請には無い欺瞞的な「公的空間」という名称を付け府新館補助金の対象面積とし、京都弁護士会の会員専用スペースを「その他スペース」としている。

なお、「公的空間」の中でも、大ホールは本来無用である。全国的にホールは余っており、催しものがないという状況であり、バブル時代の発想の延長でそれと同じものを新館の中に設けているが、無用のものである。

(3) 弁護士会には行政監視の任務があり、そのための弁護士自治であると思うが、弁護士法（昭和24年法律第205号）第26条では、相手側から利益を受け、又はこれを要求することを禁止しており、行政監視の相手方からお金、それも大金をもらうというのは、公序良俗に反する。

(4) 府の無料法律相談件数は非常に多く、その充実は切実な問題であり、過疎地の無料法律相談は不十分である。その改善の約束も取らずに、府は新館建設に大金を補助した。

(5) 提出した新たな証拠にもあるように、京都弁護士会も「補助金申請額には積算根拠は無い。」と認めており、情報公開で入手した府の資料では、府新館補助金の京都弁護士会収入科目は、「寄附金」となっている。

3 関係執行機関である府府民労働部（以下「府民労働部」という。）の職員5名が、請求人の陳述に立ち会った。

第4 関係執行機関の陳述

1 自治法第242条第7項の規定により、府民労働部に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認めた。

2 府民労働部の職員5名が出席し、府民労働部長が請求の要旨に対する以下の陳述を行った。

(1) 府新館補助金支出の根拠について

弁護士法に規定する弁護士の社会的使命及び弁護士会の役割並びに新館の位置付けに公益性を認め、自治法第232条の2の規定及び補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「補助金交付規則」という。）に基づき、また、京都府議会（以下「府議会」という。）の議決を得た上で、府新館補助金を支出したものであり、公益性のある必要かつ適正な支出である。

(2) 府新館補助金交付の目的

弁護士法に規定されているように、弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、社会秩序の維持に努力する義務を負っており、また、弁護士会は弁護士の使命及び職務に鑑み、その事務の改善進歩を図るため指導、連絡、監督を行うと規定されており、京都弁護士会もその趣旨に沿って活動している極めて公益性の高い団体である。

その活動拠点である新館の整備は、府民への司法サービスの充実と府民の安心安全の確保、人権擁護・権利擁護に資すると判断し補助金を支出した。

(3) 府新館補助金について

平成14年度に整備された新館には、建物本体の金額（以下「基本工事費」という。）6億1,950万円に対し府補助金6,000万円を支出した。

なお、昭和42年度に整備された旧館では、基本工事費5,850万円に対し府補助金500万円を支出しており、請求人の主張するような異常な金額ではない。

(4) 府新館補助金と府委託料の関係

府新館補助金は、新館の整備事業に対して京都弁護士会に支出したものである。

一方、無料法律相談に係る府委託料は府庁及び各地方振興局における府民相談の一環として実施する無料法律相談に係る経費であり、対象経費及び内容が全く異なることから請求人の言うような二重支出ではない。

3 請求人 が、府民労働部長の陳述に立ち会った。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

平成14年度に支出した府新館補助金が、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するかどうか。

2 監査対象部局

府民労働部

3 府民労働部の補足説明

(1) 府新館補助金の考え方について

ア 補助金の積算について

(ア) 補助金の積算に当たっては、新館の中の公的空間（府民が利用できる部分）に着眼し、その面積割合を勘案して算出することとした。

なお、公的空間とは、地階の府民を対象に司法に関する講演会等が開催できる多目的ホール兼大会議室、1階の情報コーナーや相談室など、2階の仲裁室や「打合室」である。

(イ) 非公的空間（京都弁護士会の会員が主に利用する会議室や役員室、資料室など3階及び4階部分と屋上部分）及び共用スペース（地階、1階及び2階の廊下、階段、エレベーター及び男女トイレなど）は補助金積算面積に含めていない。

イ 府負担の考え方について

新館の公的空間に係る事業費を、府、京都市及び京都弁護士会の三者で負担することとして、府負担額を算定した。

ウ 予算計上額について

新館の設計管理費や旧館解体費などを含めた総事業費（以下「総事業費」という。）は当初は約8億円となっていたが、府新館補助金の予算化に当たっては、基本工事費に公的空間の割合（34.4%）を乗じた額の府の負担割合及び京都弁護士会の要望等を考慮して6,000万円とした。

(2) 新館に対する他の公的助成状況について

ア 京都市は6,000万円の補助金要望に対し、府と同額の6,000万円を補助している。

イ 京都府町村会（以下「町村会」という。）は600万円の補助金要望に対し300万円、京都市長会（以下「市

長会」という。)は1,100万円の補助金要望に対し市長会としては対応せず、各市の判断で綾部市など9市から合計650万円の補助金を受けたと京都弁護士会の事務局から報告を受けた。

ウ 町村会や市長会に対する補助金要望は、新館建設に当たり4億円ほど資金が不足するという京都弁護士会の厳しい財政状況を踏まえて行われたと同会の事務局から聞いており、府、京都市及び同会の三者で負担するという基本に影響を及ぼすものではない。

(3) 京都弁護士会に対する府のその他公金支出状況について

ア 弁護士の迅速な法的サービス面における府内の南北格差を是正するため、京都弁護士会が峰山町及び宮津市に開設している丹後法律相談センターの運営費を同会、府及び地元市町の三者で負担しており、府の負担額は150万円である。

イ 府民からの民事に関する弁護士による無料法律相談(本庁は週1回、8箇所の地方振興局は月1回から年4回実施)を委託しており、委託料として約450万円を京都弁護士会に支払っている。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、府民労働部からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 支出根拠について

府新館補助金は、府議会の議決を受け予算措置された6,000万円の中から、補助金交付規則の定めるところにより、交付されたものである。

なお、府新館補助金は、新館の整備費を助成することにより、新館で実施されている法律相談や情報提供、法律扶助事業等の円滑な実施を図り、府民に対する法的サービスの充実に寄与するため、府が支出したものである。

(2) 京都弁護士会からの府新館補助金要望について

京都弁護士会からは、昭和42年に旧館を建設した際に府及び京都市からそれぞれ500万円(旧館総事業費の7.5%に相当する額)の補助金を受けた実績等を根拠に、新館総工事費(旧館取り壊し費用を含め8億円強)に対して旧館と同じ割合の補助金6,000万円の要望が、府に対してあった。

(3) 新館総事業費について

新館建設に係る京都弁護士会の予算及び決算は、資料1のとおりである。

ア 府新館補助金申請時の総事業費は8億4,610万円であり、最終的には7億4,496万円に減額されていた。

イ 府新館補助金以外の公的助成は、京都市6,000万円、町村会300万円、綾部市など8市計550万円(このほか舞鶴市が平成15年度に100万円助成)であった。

ウ 京都弁護士会の負担額は、6億2,000万円であり、そのうち4億円は金融機関からの借入金を充てていた。

エ 府に提出されている府新館補助金に係る京都弁護士会作成書類において、府新館補助金の京都弁護士会における収入科目は、請求人が主張するような「寄附金」ではなく「府補助金」となっていた。

(4) 補助対象経費等について

ア 府新館補助金の補助対象経費は、基本工事費6億1,950万円で、補助金申請時から変更はなかった。

イ 補助対象経費に対する府の補助率は、結果として約9.7%となっていた。

(5) 公的スペースの割合について

ア 内部説明用に作成されている新館面積の内訳は、資料2のとおりである。

イ 全体面積合計は1950.6㎡であり、公的スペースに相当すると思われる公的部分合計は671.8㎡、共用スペースに相当すると思われる共用部分合計は250.2㎡、非公的スペースに相当すると思われるその他部分合計は1028.6㎡となっていた。

ウ 公的部分合計面積を全体面積合計で除した割合は34.4%であり、府民労働部長の説明による公的スペースの割合と一致した。

(6) 支出金額及び支出年月日について

府新館補助金の支出金額は、6,000万円であり、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)に基づき、平成14年11月12日に支出負担行為がなされ、平成15年5月6日に支出命令が行われた後、平成15年5月23日に支出されていた。

(7) 京都弁護士会に対する府のその他公金支出との関連について

平成14年度に府から丹後法律相談センターの運営費助成事業に対する補助金150万円及び無料法律相談事業に対する委託料449万1,900円が京都弁護士会に支出されていたが、助成又は委託目的に沿って事業が実施されており、府新館補助金は請求人が主張するような二重支出に当たらない。

(8) 府新館補助金と弁護士法の関係について

請求人は、「府新館補助金の支出は弁護士法第26条の趣旨に反する」と主張するが、同条は弁護士が受任している事件に関する禁止規定であり、本件はそれには全く当たらない。

また、同法第31条において弁護士会の役割として「弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」との規定はあるが、監督の対象は弁護士及び弁護士法人であり、請求人が主張するような行政ではない。

2 判断

上記事実関係により検討すると、

- (1) 地方公共団体は、自治法第232条の2の規定を法的根拠とし、同条にいう公益上必要性があると認められれば、補助をすることができる。

「公益上必要性がある」か否かは、当該地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定することとなるが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなくてはならないとされている。

- (2) 監査対象とした府新館補助金についてみれば、京都弁護士会及び新館が果たす役割を考慮すれば、自治法第232条の2に規定する公益性は認められるところであり、また、どのような考え方でどのように評価をして補助するかは知事の裁量の範囲内に属するものと考えられるところである。その上で府議会の議決も経て予算措置がされ、補助金交付規則を根拠に適正に支出されたものであり、予算執行の見地からも看過し得ない瑕疵若しくは合理性を欠く事実は見いだせなかった。

以上のことから、府新館補助金の支出については、補助金交付の裁量権を逸脱又は濫用した事実は認められず、返還を求めるまでの違法若しくは不当とするに足りる事由は認められない。

資料1 新館建設に係る弁護士会の予算及び決算

収入の部			
区 分	予算額（円）	決算額（円）	備 考
京都府補助金	60,000,000	60,000,000	
京都市補助金	60,000,000	60,000,000	
京都府下市町村補助金	13,000,000	8,500,000	
会員からの寄附金	25,000,000	38,752,088	
市民からの寄附金	1,000,000	150,000	
会館維持会計からの繰入金	85,000,000	89,276,897	
積立金	43,382,283	49,497,557	
新会館建設・維持特別負担金	38,720,000	38,790,000	
借入金	520,000,000	400,000,000	
合計	846,102,283	744,966,542	

支出の部			
区 分	予算額（円）	決算額（円）	備 考
基本工事代金	619,500,000	619,500,000	補助対象経費
追加工事代金	30,000,000	21,100,275	
設計監理費	31,500,000	32,638,500	

旧会館解体工事費	55,000,000	26,250,000	
設備費	20,000,000	3,055,280	
備品購入費	60,000,000	41,221,187	
移転費	10,000,000	1,201,300	
予備費	20,102,283	0	
合計	846,102,283	744,966,542	

資料2 新館面積の内訳

階	区分	室名	面積	備考	
地下	公的部分	大会議室(多目的ホール)	191.5㎡		
		倉庫2	35.0㎡		
		倉庫3	29.1㎡		
		控室	20.1㎡		
		間仕切収納庫	13.4㎡		
		廊下	7.3㎡		
		ドライエリア1	10.1㎡		
		ドライエリア2	10.7㎡		
		計	317.2㎡		
	共用部分	階段1	9.9㎡		
		階段2	5.3㎡		
		倉庫1	11.9㎡		
		EV	4.4㎡		
		トイレ(男)	8.3㎡		
		トイレ(女)	15.2㎡		
		廊下	25.1㎡		
	計	80.1㎡			
	その他				
計	0㎡				
階合計		397.3㎡			
1階	公的部分	風除	12.6㎡		
		待合室	13.7㎡		
		情報コーナー	30.0㎡		
		ロビー	40.0㎡		
		廊下	15.4㎡		
		各種センター	67.8㎡		
		法律扶助	58.7㎡		
		湯沸室	2.9㎡		
		PS1	0.7㎡		
		EPS	2.1㎡		
		相談1	6.7㎡		
		相談2	7.1㎡		
	相談3	7.1㎡			
	相談4	6.6㎡			
	相談5	13.5㎡			
	相談6	7.2㎡			
	相談7	7.9㎡			
	相談8	6.7㎡			
	計	306.7㎡			
	2階	公的部分	仲裁室	17.2㎡	
			打合室1	8.5㎡	
			打合室2	9.8㎡	
			打合室3	12.4㎡	
			計	47.9㎡	
階段合計			390.6㎡		
共用部分		階段1	24.5㎡		
		階段2	13.0㎡		
		廊下	22.9㎡		
		EV	4.4㎡		
		トイレ(男)	8.9㎡		
		トイレ(女)	9.6㎡		
掃除用具入	2.9㎡				
計	86.2㎡				
その他		265.9㎡			
計	265.9㎡				
階合計		400.0㎡			
3階	その他	全体	357.9㎡		
		計	357.9㎡		
4階	その他	全体	357.9㎡		
		計	357.9㎡		
R階	その他	全体	46.9㎡		
		計	46.9㎡		
□全体面積		合計	1950.6㎡		
□公的部分		合計	671.8㎡		
□共用部分		合計	250.2㎡		
□その他部分		合計	1028.6㎡		